

トマトファームバンキングサービス（VALUX）利用規定

第1条 トマトファームバンキングサービス（VALUX）

1. サービスの形態および基本事項

「トマトファームバンキングサービス（VALUX）」(以下、「本サービス」といいます。)は、契約者ご本人(以下、「契約者」といいます。)の占有管理するパーソナルコンピュータ等の端末機(以下、「使用端末機」といいます。)とトマト銀行(以下、「当社」といいます。)のコンピュータを、株式会社エヌ・ティ・ティ・データのVALUXを使用しインターネット回線で接続し、以下のとおり定める取扱いを行うサービスをいいます。

- 本サービスの利用対象者は、本利用規定を承認し当社所定の申込手続きを行う「法人または個人事業主」とします。ただし当社は契約者との取引等を総合的に判断し本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
- 本サービスの利用日・利用時間は、当社所定の営業日および時間内とします。
- 本サービスで利用できる口座の科目、種類等は当社所定のものに限ります。

2. サービス内容

本サービスは契約者が使用端末機により、以下の取引を行う場合に利用できるものとします。

(1) ANSER利用サービス

- あらかじめ指定された契約者名義の預金口座の取引に関する照会(以下、「照会サービス」といいます。)
- 資金の振替、振込(以下、「振替・振込サービス」といいます。)

(2) 一括データ伝送サービス

- 総合振込、給与・賞与振込、預金口座振替
- 振込入金明細照会、入出金取引明細照会

3. VALUXについて

本サービスを利用するには、契約者が株式会社エヌ・ティ・ティ・データの提供する端末認証サービス「VALUX（バリュクス）」を契約したうえで利用するものとします。また、利用するにはVALUX専用ソフトが必要です。「VALUX」は株式会社エヌ・ティ・ティ・データの登録商標です。

- VALUXおよびVALUX接続IDの利用・契約等に関する取扱いについては株式会社エヌ・ティ・ティ・データの定めによるものとします。
- VALUXセンターの障害、VALUXの契約解除その他の事情によりVALUXが利用できないことにより発生した損害については、当社はその責任を負いません。
- VALUXの利用にあたって、VALUXセンターがVALUXクライアント証明書を識別したうえで特定した接続IDを当社へ通知、または当社コンピュータと通信をおこない、本サービスを利用した場合は、VALUXクライアント証明書・接続IDにつき不正使用その他の事情により発生した損害については、当社はその責任を負いません。

※VALUX接続IDは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データとのVALUX契約時に通知されるVALUXサービスID通知書の接続IDです。
- VALUX接続IDおよび暗証番号の届出

契約者は当社に、取引時に契約者本人であることを確認するための「VALUX接続ID」および「暗証番号（照会、振替・振込で共通）」「確認暗証番号」「全銀パスワード」「ファイルアクセスキー」(以下、総称して「暗証番号」といいます。)および「お客さま側センター確認コード」を当社所定の方法により届け出るものとします。なお、使用する暗証番号は契約者が受けるサービスにより異なります。

第2条 照会サービスの取扱い

- 照会サービスとは、契約者の使用端末機による依頼に基づき、あらかじめ契約者が指定した当社本支店の預金口座（以下、「照会口座」といいます。）の取引履歴、残高等を提供するサービスをいいます。
- 照会サービスを利用する場合には、VALUXを使用し当社所定の方法および操作手順に基づいて、照会口座の科目・口座番号・暗証番号・その他所定の事項を使用端末機によって入力してください。
- 当社で受信した「暗証番号」および「口座番号」が、届出の「暗証番号」および「口座番号」と一致した場合のみ、当社は送信者を契約者とみなし、通知、応答するものとします。
- 振込依頼人からの訂正依頼、受入証券類の不渡、その他相当の理由がある場合には、すでにお知らせした内容については訂正または取消をすることがあります。この場合、訂正または取消により生じた損害については、当社は責任を負いません。

第3条 振替・振込サービスの取扱い

- 振替・振込サービスとは、契約者の使用端末機による依頼に基づき、契約者が指定した契約者名義の当社本支店の預金口座（以下、「支払指定口座」といいます。）からご指定金額（以下、「振替・振込金額」といいます。）を引き落としのうえ、契約者が指定した当社または他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下、「入金指定口座」といいます。）あてに振替または振込を行うことができるサービスをいいます。なお、当社は契約者の指定する支払指定口座および入金指定口座により、振替または振込として取扱います。また、いずれの場合も入金指定口座は当社所定の科目とします。
 - 振替

契約者の指定する支払指定口座と入金指定口座が、当社同一店でかつ同一名義の資金移動を「振替」として取扱います。なお、振替の取扱いは当社所定の申込書により、届け出ていただいた支払指定口座に限ります。
 - 振込

契約者の指定する入金指定口座が、前項の「振替」に該当しない資金移動を「振込」として取扱います。
- 入金指定口座の登録
 - 事前登録方式とは、あらかじめ契約者が入金指定口座を申込書により指定し、当社所定の方法により登録番号（受取人番号）を作成し、その番号を使用し振替・振込を行う方式をいいます。
 - 都度指定方式とは、契約者が使用端末機へ振替・振込先の内容を直接入力することにより、振替・振込を

行う方式をいいます。

※都度指定方式はSPC（VALUX）のみ取扱いが可能で「確認暗証番号」の届出が必要となります。

- 振替・振込サービスによる1回あたりの振替・振込金額の限度額は、あらかじめ契約者が指定した金額の範囲内とします。ただし、この金額は当社所定の金額の範囲内とします。
- 振替・振込サービスによる振替・振込取引を依頼する場合には、VALUXを使用し当社所定の方法および操作手順に基づいて支払指定口座の科目・口座番号・暗証番号・その他所定の項目を使用端末機によって入力してください。当社は、入力された内容を依頼内容とします。
- 当社で受信した「暗証番号」「口座番号」および「VALUX接続ID」と届出の「暗証番号」「口座番号」および「VALUX接続ID」との一致を確認した場合は、当社は送信者を契約者とみなし、依頼内容を返信しますので、これを確認のうえ、確認コードを使用端末機から入力してください。
- 依頼内容は、前項により当社が受信した暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認するとともに、確認コードを受信した時点で確定するものとします。なお、確認コードを送信された後に回線等の障害により取扱いが中断されたと判断された場合は、取扱内容を取引店にご確認ください。
- 振替・振込サービス契約は、前項により依頼内容が確定し、当社が支払指定口座から振替・振込金額を引き落とししたときに成立するものとします。
- 前項により振替・振込契約が成立したときは、当社所定の方法により入金指定口座へ振替または振込の手続きをいたします。

第4条 一括データ伝送サービスの取扱い

- 一括データ伝送サービスの取扱いは、契約者からの占有管理する使用端末機による依頼に基づき、本契約により契約した各サービスの依頼データを一括して伝送する場合に利用できるものとします。また、「総合振込」「給与・賞与振込」「預金口座振替」は、本規定に定める取扱いによるほか、契約者と当社の間で締結した各種契約書等ににしたがうものとします。
- 一括データ伝送サービスにより取引を依頼する場合は、当社所定の方法および操作手順に基づいて、依頼データを全国銀行協会で定められたデータフォーマット（以下、「全銀フォーマット」といいます。）で送信するとともに、別途当社が指定した「データ伝送通知書」または当社が認めた契約者作成の「データ伝送通知書」に代わる用紙にて、伝送内容（サービス種類、指定日、件数、金額、その他所定の項目）を当社が指定したファクシミリ番号あてにファクシミリ送信するものとします。
- 当社で受信した「センター確認コード」「全銀パスワード」「ファイルアクセスキー」および「依頼人（委託者）コード」が、届出の「センター確認コード」「全銀パスワード」「ファイルアクセスキー」および「依頼人（委託者）コード」と一致した場合、当社は送信者を契約者とみなし受付をするものとします。
- 当社は受信したデータの「依頼人（委託者）コード」「サービス種類」「指定日」「件数」「金額」と当社がファクシミリにより受信した「データ伝送通知書」に記載されている「依頼人（委託者）コード」「サービス種類」「指定日」「件数」「金額」との一致を確認した時点で、依頼内容を確定するものとします。
- 当社が依頼された取引を取扱う場合は、振込資金を受入れのうえ、依頼された取引の取扱いを行うものとします。
- 以下の各号に該当する場合、一括データ伝送サービスのお取扱いはできません。なお、お取扱いできない場合、契約者への連絡は致しません。
 - 契約者が、当社所定の送信データの受付期限内にデータの送信を完了しなかったため、当社がデータの受信の完了を確認できなかったとき。
 - 契約者が全銀フォーマット以外のデータフォーマットでデータを送信したとき。
 - 「データ伝送通知書」または送信データのうち、どちらか一方でも当社が受信を確認できなかったとき。
 - 当社が受信したデータの「依頼人（委託者）コード」「サービス種類」「指定日」「件数」「金額」とデータ伝送通知書に記載の「依頼人（委託者）コード」「サービス種類」「指定日」「件数」「金額」のいずれか一つでも不一致のとき。
 - 1回当たりの送信データの件数が、当社所定の件数を超過しているとき。
 - 送信データに瑕疵があるとき。
- 総合振込、給与・賞与振込、預金口座振替等の変更、取消

契約者は、依頼データを当社が受信した後にその内容を変更（一部の変更を含みます）、取消（一部の取消を含みます）することはできません。

<総合振込>

- 総合振込の内容
 - 当社は、契約者からの依頼による一括データ伝送サービスを利用した総合振込事務を受託します。
 - 振込資金の支払口座は、当社に届出した資金決済口座とします。
 - 振込を指定できる預金口座は、当社本支店の当社所定の科目、並びに「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店にある当社所定の科目とします。
 - 総合振込については、当社所定の振込手数料をお支払いいただきます。
 - 当社は、振込金の受取人に対し、入金通知は行いません。
- 取引の依頼

当社所定期間の当社営業日のうちから、振込指定日を契約者の使用端末機から指定し振込を依頼してください。なお、当社は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- 資金の準備

振込の資金は、振込指定日の前営業日までに資金決済口座に入金するものとします。
- 依頼内容の確認

取引の依頼確定後、契約者は使用端末機にて受付の結果を確認してください。

<給与・賞与振込>

- 給与・賞与振込の内容
 - 当社は、契約者からの依頼による一括データ伝送サービスを利用した給与・賞与振込事務を受託します。

- 給与・賞与振込資金の支払口座は、当社に届出した資金決済口座とします。
- 給与・賞与振込を指定できる預金口座は、当社本支店の当社所定の科目、並びに「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店にある当社所定の科目とします。
- 給与・賞与振込については、当社所定の振込手数料をお支払いいただきます。
- 当社は、給与・賞与振込金の受取人に対し、入金通知は行いません。

- 取引の依頼

当社所定期間の当社営業日のうちから振込指定日を契約者の使用端末機から指定し振込を依頼してください。なお、当社は契約者に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- 資金の準備

給与・賞与振込の資金は、振込先銀行が当社のみのおときは振込指定日の前営業日までに資金決済口座に入金するものとし、振込先銀行が1件でも当社以外が含まれているときは振込指定日の3営業日前までに資金決済口座に入金するものとします。
- 依頼内容の確認

取引の依頼確定後、契約者は使用端末機にて受付の結果を確認してください。

<預金口座振替>

(1) 預金口座振替の内容

- 当社は、契約者と締結した「データ伝送による預金口座振替契約書」に基づく、預金口座振替による収納事務に関し、契約者からの依頼による一括データ伝送サービスを利用した預金口座振替収納事務を受託します。
- 契約者が、預金口座振替により引き落としを指定できる預金口座は、預金者から口座振替依頼書の提出を受け、当社が承諾した当社本支店の当社所定の科目とします。なお、口座振替依頼書等の取扱いは各種契約書等により取扱うものとします。
- 預金口座振替の依頼は、当社所定の方法により当社所定の時限までに行うものとします。
- 預金口座振替の受付にあたっては、各種契約書等に基づく取扱手数料をお支払いいただきます。
- 預金口座振替した資金は、各種契約書等に指定された口座に入金するものとします。

(2) 取引の依頼

- 預金口座振替による振替指定日は、各種契約書等の所定の日とします。
- 当社は取引の依頼内容が確定した後、契約者から送信されたデータに基づき振替指定日に預金者の口座から振替処理を行います。なお、振替処理は、預金口座振替依頼データに記載されている口座番号により預金者の口座から引き落とすことにより行います。

(3) 依頼内容の確認

取引の依頼確定後、契約者は使用端末機にて受付の結果を確認してください。

(4) 停止通知

契約者は、預金口座振替依頼データを当社が受信した後に預金口座振替による収納事務を停止するとき、各契約書等に定める時限までに、当該預金者の口座番号、氏名等を取りまとめ店に通知するものとします。

(5) 振替結果等

- 当社が提供する預金口座振替の結果明細データは、全国銀行協会で定められたデータフォーマットの他、当社所定の形式とします。
- 預金口座振替の結果の照会は当社所定の時限より行うことができるものとします。なお、契約者はあらかじめ当社所定の方法により、振替結果の種類（全明細・不能明細のみ）を届出るものとします。
- 当社は、預金口座振替に関して預金者に対する振替済みの通知および入金催促等はありません。

(6) その他

本規定に定めのない事項については、各種契約書等によるものとします。

<振込入金明細照会、入出金取引明細照会>

(1) サービス内容

振込入金明細照会、入出金取引明細照会とは、契約者からの使用端末機による依頼に基づき、当社所定の方法により資金決済口座、取引明細取得口座について振込入金明細・入出金取引明細の口座情報を当社所定の方法で提供するサービスをいいます。

(2) 提供内容の変更・取消等

契約者からの依頼に基づき当社が提供した口座情報は、その内容を当社が証明するものではありません。振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合には、提供後であっても取引内容について変更または取消を行うことがあります。この場合、変更・取消により生じた損害について、当社は責任を負いません。

(3) 口座情報の保有期間

当社が提供する口座情報の保有期間は、当社所定の期間内とします。

(4) 提供データの形式

当社が契約者へ提供する口座情報データは、全国銀行協会で定められたデータフォーマットの他、当社所定の形式とします。

第5条 振込等

1. 振込資金の引き落とし

- 当社は支払指定口座（資金決済口座）より振込資金を引き落としのうえ、当社所定の方法により振込の手続きを行います。
- 資金の引き落とし時において、引き落とし金額が支払指定口座（資金決済口座）から払い戻すことのできる金額を超える場合は、契約者からの取引の依頼はなかったものとして取扱います。なお、資金の引き落とし日において、資金決済口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの金額が払い戻すことのできる金額を超える場合は、そのいずれかを引き落とすかは当社の任意とします。

(3) 振込資金の引き落としについては、支払指定口座（資金決済口座）にかかる各種規定にかかわらず、通帳および払戻請求書、または当座小切手の提出なしで、当社所定の方法により引き落としを行うものとします。

2. 振込の取扱い不能事由

以下に該当する場合は、振込の取扱いはできません。

- (1) 支払指定口座（資金決済口座）が解約されているとき。
- (2) 契約者から支払指定口座（資金決済口座）への支払い停止の届出があり、それに基づき当社が所定の手続きを行ったとき。
- (3) 差押等やむを得ない事情があり、当社が支払いあるいは入金を不適当と認めたとき。
- (4) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等をやむを得ない事由があったとき。
- (5) 当社または他金融機関等の通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
- (6) 届出と異なる暗証番号の送信を、当社所定の回数以上連続して行ったとき。
- (7) 当社の責に帰すべき事由以外の事由により取引不能となったとき。

3. 振込資金の照会・返却

当社が契約者の依頼に基づき発信した振込通知について、振込先金融機関から照会があった場合、または、入金先口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、当社は契約者に対し、依頼内容について照会することがあります。当社からの照会に対し、相当の期間内に回答がなかった場合または連絡がつかない等の場合には、当社は振込資金を支払指定口座（資金決済口座）に入金します。なお、この場合、振込手数料は返却いたしません。

4. 依頼内容確定後の取消、変更、組戻し

(1) 取消、変更

取引依頼内容が確定した後の依頼内容の取消、変更（確定したデータの一部の取消または一部の変更を含みます。）はできないものとします。

(2) 組戻し

- ①確定した振込の依頼に基づき、当社から振込発信した後、契約者が当該振込の組戻しの依頼をする場合は、振込資金を引き落としした支払指定口座(資金決済口座)店に当社所定の方法により申し込むものとします。
 - ②組戻しは、当社所定の方法により契約者の本人確認を行い、契約者の依頼により組戻し依頼電文を振込先金融機関へ発信するものとします。この場合、当社所定の組戻し手数料をお支払いいただけます。
 - ③組戻しは、振込先の金融機関の承諾後にできるものとします。したがって、当社が組戻し依頼を受け付けた場合であっても、組戻しできない場合があります。
 - ④組戻しにより振込資金が返却された場合、当該資金を支払指定口座（資金決済口座）に入金します。なお、この場合、振込手数料は返却いたしません。
- #### 5. 受取書の不発行
- 当社は、本サービスによる振込の取扱分について受取書は発行いたしません。

第6条 手数料等

1. 基本手数料

(1) 本サービスの利用にあたっては、当社所定の基本手数料（消費税相当額を含みます。以下同じ）を当社所定の方法により支払っていただきます。なお、当社は基本手数料の額を諸般の事情により変更する場合があります。

(2) 基本手数料は、毎月当社所定の日に、通帳および払戻請求書、または当座小切手の提出なしで支払指定口座（または、手数料引落口座）から自動的に引き落としします。

2. 振込手数料

(1) 本サービスにより振替・振込を行う場合は、前項の基本手数料とは別に、当社所定の振込手数料を支払っていただきます。

(2) 振込手数料は、振替・振込サービスは月末締めで翌月所定の日に支払指定口座（または、手数料引落口座）から、一括データ伝送サービスは振込日に資金決済口座から、通帳および払戻請求書、または当座小切手の提出なしで引き落としします。なお、振込手数料引落方法について別途契約がある場合は、この限りではありません。

3. 組戻し手数料

組戻しの取扱いをした場合、当社所定の組戻し手数料を支払っていただきます。

第7条 解約等

1. 本サービス契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。なお、当社に対する解約の通知は書面によるものとします。この場合、一旦お支払いいただいた手数料は返却いたしません。
2. 当社の都合により本サービスを解約する場合は、契約者の届出住所宛に解約の通知を行います。この場合、通知が延着または到着しなかった（受領拒否の場合も含みます）場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
3. 解約は当社の解約手続きが完了した後には有効になるものとします。解約処理終了前に生じた損害について当社は責任を負いません。
4. 支払指定口座・資金決済口座が解約されたときは、本サービス契約は解約されたものとします。
5. 契約者に以下の各号に定める事由が一つでも生じた場合は、当社はいつでも契約者に事前に通知することなく本サービス契約を解約することができるものとします。

- (1) 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始、倒産処理法に基づく倒産手続開始の申し立てがあった場合、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続きの開始があったとき。
- (2) 手形交換所（これに準ずる施設を含む）の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 相続の開始があったとき。
- (4) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当社において契約者の所在が不明となったとき。

(5) 当社に支払うべき手数料を延滞したとき。

(6) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。

(7) 当社の取引約定に違反した場合等、当社が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。

(8) 本規定に違反して不正にサービスを利用する等、当社が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき。

(9) 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- ⑤役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(10) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他①から④に準ずる行為
6. この契約が解約等により終了した場合には、解約時点での処理が完了していない取引の依頼については、当社はその処理を行う義務を負いません。

第8条 取引内容の確認

1. 本サービスによる取引後はすみやかに普通預金通帳等への記入または別途送付する当座取引明細表等により取引内容を照合するものとします。万一、取引内容・残高に相違がある場合には、直ちに契約者がその旨をお取引店に連絡するものとします。
2. 契約者と当社との間で取引内容について疑義が生じた場合には、当社が保存する機械記録の内容を正当なものとして処理させていただきます。

第9条 届出事項の変更

1. V A L U X接続IDおよび暗証番号、入金指定口座、印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号、その他届出事項に変更がある場合には、直ちに当社所定の書面によりお取引店にお届けください。
2. 前項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 第1項による届出事項の届出がなかったために、当社からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第10条 免責事項

1. 当社の責によらない通信機器、通信回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延または不能となった場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
2. A N S E R利用サービスの取引時に送信された「暗証番号」と届出の内容の一致について、第2条3項および第3条5項、6項のとおり取扱いましたうえは、不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、暗証番号等の情報は、契約者が厳格に管理するものとします。
3. 一括データ伝送サービスにおいて、第4条6項によりお取扱いができなかったために、取扱遅延、取扱不能等が発生しても、そのために生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
4. 契約者が使用するソフトウェアに偽造・変造・盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
5. 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等をやむを得ない事由があったとき、または当社以外の金融機関の責に帰すべき事由があった場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
6. 当社が本サービス規定により取扱ったにもかかわらず、契約者が本サービス規定により取扱わなかったために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第11条 規定の適用・準用

本サービス規定に定めのない事項については、各種預金規定により取扱います。

第12条 契約期間

本サービス契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、契約期間満了日までに契約者または当社から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間同一条件で継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第13条 秘密の保持

本契約の有効期間中および終了後に、本契約により知り得た当社の業務上の秘密やデータを第三者に漏洩することを禁止します。

第14条 ソフトウェアの取扱い

契約者が他の金融機関、メーカー等から入手したソフトウェアについては、それぞれのソフトウェアの利用規定・注意事項・保証規定等により取扱うものとします。

第15条 利用地域

本サービスは、原則として、国内からのご利用に限るものとします。

第16条 譲渡・質入れ等の禁止

本サービス契約に基づく権利は、譲渡・質入れ・第三者への貸与などはできません。

第17条 準拠法、合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本サービス契約に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

個人情報の「利用目的」

株式会社トマト銀行（以下、「当社」といいます。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、お客さまの個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

記

業務内容	<ul style="list-style-type: none">○ 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務○ 公共債販売業務、投資信託販売業務、保険販売業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務○ その他銀行が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）
利用目的	<p>当社及び当社の関連会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、下記利用目的で利用致します。なお、特定の個人情報の利用目的が、法令等に基づき限定されている場合（下欄の「利用目的の限定」をご覧ください。）には、当該利用目的以外では利用いたしません。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため○ 犯罪収益移転防止法に基づくご本人の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため○ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため○ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため○ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため○ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため○ 銀行の適切な業務の遂行等に必要な範囲で委託や共同利用を行うため○ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため○ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため○ 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため○ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため（ご希望されないお客さまはお申し出ください）○ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため○ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため○ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため○ 株主さまについては、株主さまの権利等を適切に取扱うため
利用目的の限定	<ul style="list-style-type: none">○ 銀行法施行規則第13条の6の6により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。○ 銀行法施行規則第13条の6の7により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別な非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

平成17年3月策定
令和3年4月5日改定